

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第8条第7項
処 分 の 概 要：銃砲等又は刀剣類の提出命令
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め：銃砲刀剣類所持等取締法第8条第6項・第7項
処 分 基 準：当該銃砲等又は刀剣類が犯罪に使用されるおそれがある場合等、 危害を予防する必要があると認めるとき、又は許可が失効した日 から起算して50日を経過したときは、銃砲等又は刀剣類の提出を 命じ、これを仮領置する。
問 い 合 わ せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考：